公益財団法人　栗原奨学財団

令和８年度　奨学生募集要項

1. 主　旨

本奨学事業は神奈川県下の大学又は高校の在学生であり、学業優秀・品行方正・身体強健で、修学意欲がありながら経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学援助を行うことにより、社会有用の人材を育成することを目的として、奨学金を給与するものです。

2. 奨学生の資格

(1) 神奈川県下の大学~~又は高校~~へ本年度入学した者とし、学業・人物ともに優秀で、かつ健康であり、学資の援助を受けることが必要であると認められる者

(2) 在学学校長（学部長）によって推薦された者

(3) この要項に定める申請書類を提出した者

(4) 医学部・歯学部等、修業年限6年の学部に在学する大学生及び定期的収入を得ている学生・定時制に在学する高校生は除く

3. 採用人員【本年度】

奨学生の採用人員は、　大学1年次に在学する者　10名以内

~~高校1年次に在学する者　20名以内~~　とします。

4. 奨学金の額と給与の方法

(1) 奨学金の給与月額　　大学奨学生　20,000円

~~高校奨学生　10,000円~~

(2) 給与期間

在学する大学又は高校で正規の最短修業年限（大学４年、高校３年）とします。

(3) 奨学金の給与方法

奨学金は２ヶ月分を単位とし、初月の前月末日に本人指定銀行口座へ送金します。但し、当年度新規に採用される奨学生に対しましては、初年度に限り10ヶ月分（R8年４月～R9年１月）をR8年11月末に給付します。

5. 奨学金の休止または停止

次の各項に該当したときは状況に応じて奨学金の休止または停止を致します。

(1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき

(2) 学業または操行などの状況により指導の必要があると認めたとき

(3) 傷い疾病などのため成績の見込がなくなったとき

(4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

(5) 在学学校で処分を受けて学籍を失ったとき

大学受付期限：2026年9月10日（木）17時
①（年度内初回申請時のみ）「学内選考用データ登録用紙」を学生センター2階経済支援係窓口へ提出
②「大学推薦奨学金申請書」を専用フォームか学生センター2階経済支援係窓口へ提出

6. 手　続

(1) 提出書類 ※学内選考通過者のみ後日提出

~~奨学生に応募される方は、以下書類を整え在学する学校を経て申し込んで下さい。~~

~~●印の書式は Excel 版も用意してありますので電話、E-mail 等にて別途ご請求下さい。~~

- ~~①奨学生推薦調書~~
- ~~②奨学生願書~~
- ~~③履歴書~~
- ~~④身上調書~~　　~~注：場合によって住民票の提出をお願いすることがあります~~

~~⑤所得を証明する書類　　例：源泉徴収票等~~

~~⑥学業成績証明書　　注：1年次のため成績証明がない場合は、直近の成績表のコピーで代用~~

~~例：大学生→高校3年次成績表~~

~~：高校生→中学3年次成績表※~~

~~※入手困難な場合、直近の定期テストの結果~~

7. 書類提出期限

~~・令和8年9月30日必着~~

8. ~~提出先または問合せ先~~

~~〒236-0002　横浜市金沢区鳥浜町17番4　協和合金株式会社内~~

~~公益財団法人　栗原奨学財団　事務局：西岡~~

~~電話：　045-772-1331　E-mail：nishioka_t@kyowagokin.co.jp~~

9. 決定及び通知

奨学生採否の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果は書面により在学学校長を経て本人に通知します。

⇒通知予定：令和8年10月末頃

10. 奨学生の義務

(1) 奨学生は給与された奨学金について返済の義務はありません。

(2) 奨学生は学期末毎に当奨学財団へ出向き、学業成績及び生活状況を報告して頂きます。

(3) 学業に励み、健康に注意し、奨学生に相応しい態度と行動が求められます。

(4) 当財団の奨学金給与規程その他規程を守り、当財団及び学校の指示に従い、必要な手続を怠りなくするものとします。

以　上